

西東京市地域公共交通会議所掌事項等の変更について

1 変更内容

(1) 所掌事項

現行	「道路運送法」に基づき、地域住民の生活に必要な旅客運送の確保等のために行う関係者間の協議等 ⇒コミュニティバスの運行について必要な協議等
追加	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化法」という。）」の規定に基づき、同法が規定する「協議会」が行う協議等

これまで「はなバス」の運行に関する協議、西東京市交通計画の進捗確認といったことを担っていただいておりますが、新たに活性化法に基づく「地域公共交通計画」の作成や計画に定めた事業に関する協議、評価等を担っていただきたいと考えております。

(2) 構成員の追加

新たな所掌事項については、これまでと異なる法令等を根拠とし、また関連する事業も加わることから、これらの協議等に限り、以下の方を委員に加えることを検討しています。

① 鉄道事業者 ② 関東運輸局東京運輸支局（総務企画） ③ 東京都都市整備局

また、従来の規定を整理することから、この所掌事項の変更に関わらず、市道管理者である西東京市都市基盤部長も新たに委員に加える予定です。

2 背景と目的

(1) 背景

市がこれまで取り組んできた交通施策の方針である西東京市交通計画（平成26年3月策定）が令和5年度末で終了となります。

これまでの計画期間において、社会情勢や西東京市を取り巻く状況は変化しており、新たな計画期間となる今後10年間においても、「少子高齢化」、「移動需要の変化」、「担い手不足」、「維持管理費増大」等により地域公共交通の持続性は厳しさを増していくことが予測されています。また今般のような予測不能な事態が起こることも考慮すると、市独自の取組のみではなく、国、都と連携した対応が求められるものと考えております。

また一方、西東京市においては、令和6年度からの新たな計画となる「立地適正化計画」の策定が進められています。法律に位置付けのある新たなまちづくりの計画ですが、「地域公共交通」と連動した計画とすることで、より効果的なまちづくりが進むとされています。

(2) 目的

(1)のような背景から、市としては現行の「交通計画」の次期計画を活性化法に基づく「地域公共交通計画」として策定したいと考えております。また策定後は、必要に応じて、効果的な国、都との連携した施策に取り組み、市内の地域公共交通の維持向上につなげていきたいと考えております。

3 補足

新たな「地域公共交通計画」の策定については、活性化法に規定する「協議会」において作成するものとされていますが、構成員が道路運送法における地域公共交通会議とほぼ同じであり、国としても、別々に会議を開くことは非効率であり、法定協議会と地域公共交通会議を別々に設けるのではなく、1つの協議組織に両者の機能を併せ持つことができることを示しております。

4 計画策定に向けたスケジュール（案）

時 期		スケジュール（案）	
		地域公共交通会議	その他
令和4年度	R4 8月	第2回 ・所掌事項等の変更協議	
	10月～ 11月		第1回 庁内検討委員会
		第3回 ・現計画の振返り ・策定方針の決定 ・市民アンケート内容検討 ・中学生アンケート内容検討	
	12月		市民・中学生アンケート実施 第2回 庁内検討委員会
		第4回 ・アンケート結果報告・評価 ・計画基本理念、目標、方針の検討	
R5 2月	第5回 ・計画の基本理念、目標、方針決定	第3回 庁内検討委員会	
令和5年度	R5 5月		第4回 庁内検討委員会
		第1回会議 ・具体的施策検討	
	8月		第5回 庁内検討委員会
		第2回会議 ・具体的施策検討 ・計画素案検討	
	11月		第6回 庁内検討委員会
		第3回会議 ・具体的施策検討 ・計画案検討	
	12月～ R6.1月		パブリックコメント
			第7回 庁内検討委員会
2月	第4回会議 ・パブリックコメント結果確認 ・計画案検討・決定		
3月		計画策定	